

堺市地域公共交通会議財務規程 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>附則 この規程は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。</p> <p>附則 この規程の一部改正は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。</p> | <p>附則 この規程は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。</p> <p>附則 この規程の一部改正は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この規程は、令和 年 月 日をもって廃止する。</u></p> |